

## 平成29年度「一般貸切旅客自動車運送適正化機関助成事業」実施要領

公益社団法人広島県バス協会  
平成29年5月22日

### (事業目的)

第1条 この要領は、公益社団法人広島県バス協会（以下「バス協会」という。）が運輸事業振興助成交付金による地方事業として、バス協会会員事業者（以下「会員事業者」という。）が一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対して負担する負担金の一部について、助成金を交付することを目的とする。

### (助成対象事業)

第2条 助成の対象は、会員事業者が一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対して負担金を納付する場合とする。

2 助成対象の一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、次の機関をいう。

- 一般社団法人中国貸切バス適正化センター

### (助成限度額)

第3条 助成金の交付額は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金に対し、対象営業所あたり負担金の1/3を限度とし、予算の範囲内において定めるものとする。ただし、上限は3万円とし、複数営業所がある場合は、1営業所に対してのみ助成する。その場合、負担金額が異なる場合は負担金額の多いほうの営業所を対象とする。

2 千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第4条 会員事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書（以下「交付申請書」という。）を平成30年2月末日までに提出しなければならない。

### (交付決定)

第5条 バス協会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、会員事業者に対して様式2による「一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業」の選定及び助成金の額の決定通知書により通知する。

この場合において、バス協会は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 交付決定後、申請の取り下げをする会員事業者は、速やかに様式3による「一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業」取下げ申請書をバス協会に提出しなければならない。

(助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出)

第7条 会員事業者は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金納入後、バス協会から助成金の交付を受けようとする場合は、様式4により「一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業」完了報告及び助成金交付請求書(以下「交付請求書」という。)を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適切と認められるときは、会員事業者に助成金を交付する。

(助成金の交付取消と返還)

第9条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
  - (2) 助成金を他の用途に使用したとき
  - (3) 会員事業者がバス協会を脱会したとき
  - (4) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき
- 2 前項の場合において、当該取消に係る助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、バス協会は、会員事業者に対し期限を定めて返還を求めることができる。
- 3 会員事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なくバス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(提出部数)

第10条 この要領に定める申請書その他の提出部数は、1部とする。

(その他必要な事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、バス協会が別にこれを定める。

附則

この要領は、平成29年5月22日から適用する。

様式 1

平成 年 月 日

公益社団法人広島県バス協会

会 長 椋 田 昌 夫 殿

所在地

事業者名

代表者名

⑩

担当部課名

担当者名

TEL

「一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業」の助成金の額の決定依頼書

広島県運輸事業振興助成交付金の規定に基づき、「一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金」助成事業の助成金の額の決定を依頼します。

記

1. 対象営業所名 営業所
2. 一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金の額 円
3. 助成金決定依頼額 円 ( 1 / 3 × 負担金額 )
4. 添付書類 一般貸切旅客自動車運送適正化機関からの負担金請求書の写し

(注)

1. 一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成限度額は、1社1営業所あたり負担金額の1/3を限度とし、予算の範囲内で別途定める額とする。
2. 複数営業所がある場合は、1営業所に対してのみ助成する。その場合、負担金額が異なる場合は負担金額の多いほうの営業所を対象とする。

様式2

広バス協第 号  
平成 年 月 日

〇〇バス株式会社

社 長 殿

公益社団法人 広島県バス協会  
会 長 棕 田 昌 夫 印

「一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業」の  
助成金の額の決定について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のありました標記助成交付金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

なお、事業の実施に当たっては、一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業実施要領の定めるところに従い、適正に実行し必ず所定の期限内に終了してください。

記

1. 事業の名称 「一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業」
2. 助成対象営業所 営業所
3. 助成金額 円

様式 3

平成 年 月 日

公益社団法人広島県バス協会

会 長 椋 田 昌 夫 殿

事業者名

代表者名

Ⓜ

「一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業」取下げ申請書

平成 年 月 日付日バス協交第 号にて交付決定を受けた「一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業」について、下記のとおり取り下げたいので、安一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業実施要領第 6 条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 取下げる営業所数 営業所
2. 取下げ金額 円
3. 取下げの理由

様式 4

平成 年 月 日

公益社団法人広島県バス協会

会 長 椋 田 昌 夫 殿

事業者名

代表者名

㊞

「一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業」完了報告及び助成金交付請求書

「一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業」が完了したので、一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業実施要領第7条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

記

1. 事業の名称 「一般貸切旅客自動車運送適正化機関への負担金助成事業」
2. 助成対象営業所 営業所
3. 助成金請求額 円

(注)

1. この請求書は、広島県バス協会あて提出して下さい。
2. 次の資料を添付してください。
  - ①領収書写し若しくは振込書の写し（ただし、助成金交付請求書提出時に添付できない場合は、請求書写しを添付することとし、事後に領収書写し又は振込書写しを必ず提出すること。）
  - ③その他事業の完了を証するために必要と思われる書類